

問合せ先 財政課 ☎42-6602

「住民参加型ミニ市場公募債」

第1回「ちくぜん未来債」購入者募集!!

利率1.5%

利率と愛称が決定

愛称募集に、たくさんのお応募ありがとうございました。選挙の結果「ちくぜん未来債」(当選者3人)に決まりました。「ちくぜん未来債」は、町民の行政参画を目的として町が発行する債券です。みなさんの資金の一部を「ちくぜん未来債」に託し、まちづくりに参加してみませんか。

ちくぜん未来債申込方法

申込期限 11月9日(金)(必着)

発行条件 ●資金の使用目的/学校教育施設等整備事業 ●発行日/11月30日(金) ●発行総額/1億円 ●利率/年1.5% ●償還期限/5年(満期一括償還) ●発行価格/額面1000円につき100円 ●償還価格/額面1000円につき100円 ●利払日/5月と11月の末日(年2回) ●購入限度額/一人200万円(10万円単位) ●償還日/平成24年11月30日

応募できる人 町内在住又は勤務する20歳以上(昭和62年10月29日以前生まれ)の人、町内に営業拠点のある法人

申込方法 往復ハガキに必要事項を記入(「申込ハガキ記入見本」参考)し、郵送で申し込んでください。申込みは一人一通に限ります。申込み後に、購入金額の変更はできません。

記入漏れや1枚で複数人の応募など、要件を満たさない場合は無効になります。

公開抽選

(申込総額が1億円を超えた場合)

期日 11月12日(月)

会場 コスモスプラザ会議室1

※抽選の結果は申込者全員に返信ハガキでお知らせします。抽選結果の問い合わせには応じません。

発送予定日 11月12日(月)

当選者の購入手続き

福岡銀行(夜須支店または甘木支店)での購入手続きとなります。

申込ハガキ記入見本

<p>《往信面 あて先》</p> <p>往信</p> <p>住所不要</p> <p>筑前町役場 財政課 「ちくぜん未来債」受付係</p>	<p>《返信面 裏面》</p> <p>記入不要</p> <p>※抽選結果をお知らせするときに、町が利用します。</p>
<p>《返信面 あて先》</p> <p>返信</p> <p>ご自宅の住所</p> <p>申込者本人 行</p>	<p>《往信面 裏面》</p> <p>①申込者本人の氏名</p> <p>②申込者本人の住所</p> <p>③申込者本人の生年月日</p> <p>④電話番号(携帯可)</p> <p>⑤購入希望金額(10万円単位で10万円~200万円まで)</p> <p>⑥購入手続きを希望する福岡銀行の支店名(夜須支店か甘木支店)</p>

★申込ハガキの注意事項
抽選で購入者を決定する場合、2次当選の連絡をすることがありますので、昼間連絡のつく電話番号を記入してください。

購入時に必要なもの ①町から送付された当選ハガキ②購入代金③本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)④福岡銀行の普通預金通帳(すでに持っている人) ⑤福岡銀行の保護預り通帳(すでに持っている人) ⑥印鑑(すでに通帳を持っている人は、届出印) ⑦マル優・マル特制度を利用する人は確認資料

※購入手続きは本人に限ります。

購入期間 11月16日(金)~28日(水)

★満期前の換金
満期前でも購入された金融機関に売却することができます。ただし、

債券は市場で売買される商品なので、価格は日々変動しています。購入時の価格と売却時の価格が異なる場合は、売却損が発生することもあります。また、利払い日や満期償還日の直前には換金できない期間があるので注意してください。

満期まで保有すれば償還日には全額受け取れるので、満期まで保有されることをお勧めします。

★振替債扱いで安心
証券保管振替機構での振替債として発行するので、万が一の盗難や火災などによる紛失の恐れがなく、利子や元金が指定口座に自動的に振り込まれます。

★5年満期の確定利回り
利率は固定です。年2回(5月と11月)利息の支払があり、元金は5年後に一括して返済されます。

★マル優・マル特制度が利用できます
受け取る利子には、利子所得として20%が源泉徴収されます。体の不自由な人が購入する場合、マル優・マル特制度も活用できます。くわしくは、福岡銀行へお問い合わせください。

申込・問合せ ちくぜん未来債 財政課 ☎42-6602

購入 福岡銀行夜須支店 ☎42-2002 / 甘木支店 ☎22-2700

問合せ先 総務課 ☎42-5749

筑前町政治倫理審査会

資産等報告書の審査意見書公表

Q 資産等報告書とは?

町長、副町長、収入役、教育長(4役)と町議会議員に対し、筑前町政治倫理条例により提出が義務付けられているもので、今年1月1日現在の保有資産などを記載したものです。

Q 政治倫理審査会とは?

町の附属機関で、町長の要請に応じ、4役や議員から提出された資産等報告書(以下「報告書」)の内容を審査する委員会のことです。

Q 審査意見書とは?

政治倫理審査会による報告書の審査結果をとりまとめたものです。

Q なぜ資産等報告書を提出しなきゃいけないの?

町長たちの保有資産等の審査を毎年行い、資産の推移を明らかにすることで、政治腐敗防止と、公務遂行の公正を確保するためです。



会長から町長へ意見書が提出されました

審査意見書の内容

資産等報告書の提出状況

筑前町政治倫理条例により、報告書の提出は、4役、議員の責務となっています。町長は、配偶者および被扶養者、同居の親族、その他の者は、配偶者の資産などもあわせて報告することとなっています。

これらの報告書は、期限の7月2日までに提出されました。記載内容の訂正・補正が必要な場合、提出後10日以内は申し出ができますが、期限内の申し出はありませんでした。

審査対象人員

①町4役、議員 22人(前年度32人)
②町4役、議員の配偶者、被扶養者または同居の親族 21人(前年度30人)

審査経過

7月20日から9月26日までの間に、6回審査会を開催し、報告書の書面審査と照会を行いました。9月19日に開催した第5回審査会で、報告者への照会に対する回答の内容確認、意見書案の検討を行い、9月26日に意見書を決定し、町長に提出しました。

審査結果

政治倫理条例の柱は、資産公開制度であり、対象者の毎年の資産状況を正確に把握し、資産形成の推移を明らかにすることで町民の信頼に尽きます。今後も、より一層の確実性が求められます。

今年度は、昨年、一昨年に比べ添付書類の未提出や記入漏れなどが減少しました。(カッコ内は前年度)

①照会が必要な者 3人・3件(16人・18件)
②添付書類の欠落 3人・3件(14人・23件)



町長と政治倫理審査会のみなさん
会長 寺崎正躬 副会長 高山琴子
委員 矢野邦行・矢野徹・松尾式部・倉地典子・下川恵都子